

水海道市街地整備事業に関する
サウンディング型市場調査
実施要項

常総市 資産活用課

令和6年4月

目次

- 1 調査の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1
- 2 調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1
- 3 スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p2
- 4 対象施設等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p2
- 5 調査の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p3
- 6 調査の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・ p4
- 7 問合せ先及び各申込み先・・・・・・・・・・・・ p6

1 調査の名称

水海道市街地整備事業に関するサウンディング型市場調査

2 調査の目的

現在、市では水海道市街地及び周辺に立地する5つの公共施設及び公共空間について、令和3年に策定した立地適正化計画に基づいた移転又は改修を検討しております。

令和5年度に、水海道駅周辺地区まちなか再生事業においてシンポジウム、社会実験及びアンケート等を実施したところ、子育て世代及びこどもの目線に立った環境整備を要望する声と、こどもから高齢者までの多世代交流を望む声が多く寄せられました。それらの声を反映して策定した「まちなか将来ビジョン」をもとに5つの事業を推進することで「こどもまんなかまちづくり」を目指していきます。

これらの事業については、より質の高いサービスの提供を目指し公民連携で進めることを検討しており、整備手法、運営手法及び施設等の有効活用等に関する提案を広く募集するものです。

(1) まちなか将来ビジョン

“Joso Collective” 多様な人・活動・魅力が集積しチャレンジできるまち



3 スケジュール

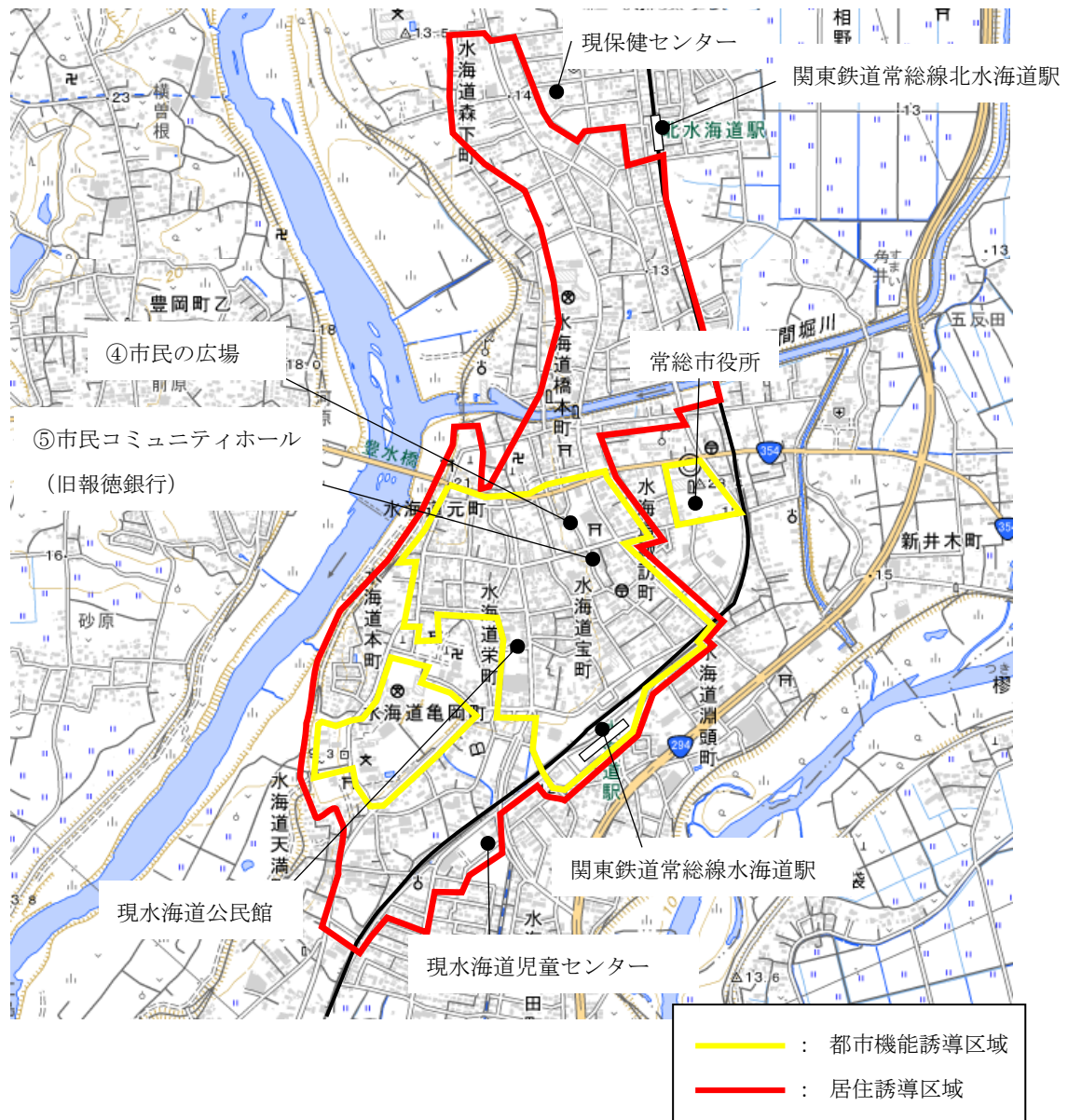
実施要項の公表	令和6年4月30日
現地調査受付※希望者のみ	令和6年5月7日から6月14日の17時まで
現地調査※希望者のみ	令和6年5月13日から6月20日まで ※土日祝日を除く9時から16時まで
エントリーシートの受付	令和6年5月7日から6月14日の17時まで
サウンディング（対話）の実施	令和6年5月13日から6月20日まで ※土日祝日を除く9時から17時まで
結果の公表	令和6年6月下旬以降を予定
方針の決定	令和6年中
事業開始の目標	令和7年度

4 対象施設等の情報

(1) 検討中の対象施設名称及び事業概要

施設名称	事業概要
①水海道公民館	市民の広場エリアに機能移転
②常総市保健センター	常総市役所本庁舎エリアに機能移転
③水海道児童センター	都市機能誘導区域内に機能移転 ①又は②との複合化も検討
④市民の広場	改修（緑化、遊具設置 等） ①との一体的な利用を検討
⑤市民コミュニティホール （旧報徳銀行）	改修（耐震、電気設備、機械設備）

(2) 付近見取図



5 調査の内容

以下の事項についてサウンディングシート（様式2）に記入のうえ、お聞かせください。

- (1) 対象施設等の整備に関する提案とその効果
- (2) 対象施設等の運営に関する提案とその効果
- (3) 対象施設等の活用アイデア
- (4) 水海道市街地整備事業と連携して実施可能な事業の提案

- (5) 水海道市街地エリアの魅力向上につながる提案
- (6) その他（事業全体に対する意見，市に期待する事項 等）

6 調査の実施について

(1) 調査対象者

当該調査に参加できる者は、活用意向のある、個人、民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主、各種団体等とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、調査対象者と認めないこととします。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされている者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員
- ケ 国税及び地方税に滞納している者

(2) 参加希望者の受付

- ア 参加を希望する者は、エントリーシート（様式 1）とサウンディングシート（様式 2）に必要事項を記入し、電子メールにより、申込期間内に提出することとします。提出後は開庁時間内に速やかに事務局に電話連絡を行い、到着確認を行ってください。

イ 受付期間は令和6年5月7日から6月14日の17時までとします。

(3) 現地調査

ア 対象地の現地調査を希望する場合は、現地調査申込書（様式3）に必要事項を記入し、電子メールにより申込みこととします。

イ 申込期間は、令和6年5月7日から6月14日の17時までとします。提出後は開庁時間内に速やかに事務局に電話連絡を行い、到着確認を行ってください。

ウ 現地調査の日時は申込受付後、調整の上連絡することとします。

エ 現地調査の期間は令和6年5月13日から6月20日までとし、時間は9時から16時までで、1時間程度とします。（ただし、土日祝日を除く）

(4) サウンディング（対話）の実施

ア サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のために個別に行います。

イ エントリーシート受領後、実施日時及び場所を連絡します。ただし、御希望に添えない場合もありますので予め御了承ください。

ウ 実施期間は令和6年5月13日から6月20日までとし、時間は9時から17時までとします。（ただし、土日祝日を除く）

エ 場所は市役所本庁舎とします。

(5) サウンディングの結果

サウンディングの結果については、参加者に内容を確認いただいた上で概要を公表します。なお、参加者の名称、事業者のノウハウ及び知的財産にあたる部分は公表しません。

(6) 留意事項

ア サウンディング調査の内容は、水海道市街地整備事業の参考といたします。双方の発言、説明とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束等するものではないことにご留意ください。

イ 水海道市街地整備事業に関する公募等を実施することとなった場合、サウンディング調査への参加実績が優位性を持つものではありません。

ウ 提出いただいた書類は返却しません。

エ 本調査への参加に要する費用は、参加者の負担とします。

オ 本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

7 問合せ先及び各申込み先

常総市 市長公室 資産活用課

〒303-8501 茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3

電話：0297-23-2902 FAX：0297-23-2162

電子メール：fm@city.joso.lg.jp